

第5 関係機関の基本的役割と薬物依存症への対応内容

1 医療機関

県内で薬物依存症への対応を行っている精神科医療機関は21機関あります（医療機関一覧31ページ）。

医療機関では薬物依存症の回復のために、離脱・精神病症状への治療や再使用を防ぐための依存症への治療を行います。

対応としては、薬物使用による急性期（幻覚妄想状態等）の症状に関しての入院治療を中心とした精神科救急医療としての対応、薬物依存の専門治療として薬物依存症の治療意欲・意志のある方を対象とした一定期間専門プログラムを適応する対応、断薬を継続していくための外来を中心とした対応があります。

急性期の症状に対する治療や専門治療後の継続診療を担う一般精神科と、薬物依存症の治療を担う専門病院がそれぞれの特性を生かし、段階に応じた対応を行い、回復へ向けた途切れない医療支援を継続していくことが必要になります。

《一般精神科病院》

地域の精神科病院では、中毒状態として精神病症状・身体的症状を呈しているときに、離脱（薬物を体から抜き去ること）症状への治療が主目的となります。同時に、身体合併症の治療も行います。また社会復帰、社会参加の時期には、自助グループ参加と並行して、精神科の外来を中心とした治療を継続します。

《こころの医療センター駒ヶ根（県立駒ヶ根病院）》

中毒症状が落ち着いた後に、薬物依存症そのものへの治療を行う専門医療機関です。状況に応じて通院及び入院で治療を行い、一定期間、認知・行動修正や薬害の教育、グループミーティング、認知行動療法などの専門プログラムを実施します。また、ダルクの「院内メッセージ」や地域の自助グループ参加を通して自助グループの活動を経験することで、依存症からの回復イメージを持てるよう外部の機関とも連携しながら支援を行います。

長野県内の薬物依存症治療対応機関一覧

平成22年9月現在

圏域	医療機関名	診療対応可能薬物				診療体制	治療内容			薬物依存症外来診療日			初診の事前予約		紹介状の有無			プログラム実施 ダルクメッセイ 受入セッション	住所	連絡先/ 担当部署	備考
		処方薬	違法薬物	市販薬	有機溶剤		制限無し	入院	外来	要	不要	曜日・時間	必須	できれば要	なくても可	方法/窓口	必須				
全県	こころの医療センター駒ヶ根																		〒399-4101 駒ヶ根市下平2901	0265-83-3181 地域連携室	HPあり
佐久	小諸高原病院																		〒384-8540 小諸市甲4588	0267-22-0870 地域医療連携	プログラム：医療観察法入院対象者 HPあり
上小	佐久総合病院																		〒384-0301 佐久市臼田197	0267-82-3131 連携室/医療相談室	本人に治療の意思があることであれば 家族が同伴で受診 HPあり
上小	千曲荘病院																		〒386-8584 上田市中央東4番61号	0268-22-6611 医療福祉相談部	HPあり
上小	称津診療所																		〒389-0506 東御市称津343-2	0268-62-0273 精神科/心療内科	HPあり
諏訪	諏訪湖畔病院																		〒394-8515 岡谷市長地小坂1-11-30	0266-27-6500 社会医療事業科/精神科外来	初診相談後、他の専門医療機関へ紹介 の場合もある HPあり
飯伊	飯田病院																		〒395-8505 飯田市大通1-15	0265-22-5150	HPあり 薬物依存専門の診療体制はなし
飯伊	阿南病院																		〒399-1501 阿南町北條2009-1	0260-22-2121 精神科/地域連携室	精神保健福祉士への相談のみでも可
松	城西病院																		〒390-8648 松本市城西1-5-16	0263-33-6400	HPあり
松	村井病院																		〒399-0032 松本市芳川村井18番地	0263-68-2244	
松	かとうメンタルクリニック																		〒390-0872 松本市北深志1-5-18	0263-34-6141	家族相談を主に実施
本	小瀬メンタルクリニック																		〒390-0303 松本市浅間温泉1-16-23	0263-46-6244	薬物依存に対する専門治療はしていな い。受診された場合は対応
本	穂高の森メンタルクリニック																		〒399-8301 安曇野市穂高有明8069-11	0263-81-5130	
大	安曇総合病院																		〒399-8695 池田町大字池田3207-1	0261-62-3166 精神科	HPあり
大	平林メンタルクリニック																		〒399-8601 池田町大字池田2463-3	0261-61-1577	
北	中澤医院																		〒398-0002 大町市大町上白塩1212-2	0261-22-0252	薬物離脱後のフォローが主体
北	上松病院																		〒380-0802 長野市上松5-3-10	026-241-1628	
長野	東口メンタルクリニック																		〒380-0927 長野市栗田1020-1	026-267-7708	
長野	ミヤシタ内科神経科宮下医院																		〒382-0054 須坂市高梨町260-5	026-248-1355	できるだけ家族同伴受診 HPあり
北	みゆき会クリニック																		〒389-2232 飯山市大字下木島9	0269-63-2560	
北	西和医院																		〒388-0037 中野市小田213-1	0269-23-2405	

薬物依存症の対応内容
関係機関の基本的役割

2 精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する総合的な中枢機関として、各都道府県、政令指定都市にほぼ1箇所ずつ設置されている公的機関です。

問題が複雑で対応困難な相談を受けるほか、保健福祉事務所や市町村、精神保健福祉に関わる機関に対しての技術支援や研修会の開催、精神保健福祉に関する正しい知識を広めるための講演会の開催や刊行物の発行、調査研究や資料の収集・提供等を行い、長野県の精神保健福祉の向上を目指しています。

《薬物依存症に関する対応》

個別相談：本人、家族、関係者からの薬物依存症に関する相談への対応をしています。電話相談が主であり、予約制で面接も実施しています。相談は匿名でも可能です。相談者は家族が主です。依存症の疑いの段階での相談へは具体的な事実の確認や適切な相談先の紹介をしています。相談者である家族の支援に重点を置き、まず、家族の不安を受け止め、疾患としての知識の確認と正しい知識の提供、今後の関わり方へのアドバイスを実施しています。

技術指導及び技術援助：関係機関の対応に関する相談への助言、情報提供を実施しています。

家族教室：家族対象のグループミーティングを定期的に開催しています。

名 称	所 在 地	電 話
長野県精神保健福祉センター	〒380-0928 長野市若里7-1-7	026-227-1810

3 保健所・福祉事務所（県保健福祉事務所・長野市保健所、各市福祉事務所）

保健福祉事務所は県が保健分野と福祉分野の密接な連携を図るために保健所と福祉事務所の機能を併せ持つ組織です。

保健福祉事務所の担当課と薬物に関する主な業務は下記の通りです。

- ・食品・生活衛生課：薬物乱用の予防啓発の業務
- ・健康づくり支援課：精神保健に関わる相談
- ・福祉課：福祉事務所機能としての業務

保健所機能

保健福祉事務所（保健所機能）は公衆衛生の第一線機関として地域住民の健康的な生活の維持向上に当たっています。県内には二次医療圏に一箇所（全10箇所）と長野市に長野市保健所が設置されています。

地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター・市町村・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障

被害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行っています。

〈薬物依存症に関する対応〉

相 談：本人、家族、関係者からの薬物依存症に関する、相談への対応をしています。電話相談、面接相談、必要に応じて訪問指導も実施しています。また、精神保健相談として精神科医師による定期的な相談日を開設しています。

研 修：管轄地域の市町村、関係機関の職員等に対して研修を実施しています。

精神保健福祉法への対応：精神保健福祉法に関する申請・通報（23条、24条、25条、26条）の受理とその対応をしています。

相談の特徴としては自傷・他害・迷惑行為を主訴とする相談を多く受け、警察や精神科医と連携した対応をしています。

- * 全保健福祉事務所：覚せい剤等薬物相談（電話相談、面接相談）
精神保健相談（開催日等は保健所ごと設定し予約制）
- * 松本保健福祉事務所：依存症相談・依存症家族教室 第1金曜日13：30～（予約制）

福祉事務所機能

社会福祉法により、都道府県及び市（特別区を含む）が設置を義務付けられている公的機関です。

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるところで、その具体的な内容は、各法により詳細に定められています。

なお、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法は市町村が所管となっているため、都道府県福祉事務所は生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法を所管しています。

長野県においては、県内各市に市福祉事務所が、また、県内10箇所の保健福祉事務所に、町村を所管する県の福祉事務所があります。

コ ラ ム

「生活保護受給」という独立した要因が治療継続性と関連しているという我々の実証的データは、「患者が生活保護を受け続けるために渋々でも病院に通院しつづけることで、長期的には予後もよくなる」ことを示唆するものと考えます。日本の依存症患者にとって、これまで非自発的な治療導入ルートが余りに少なすぎたのではないのでしょうか？逮捕されればdrug court*を通じて、経済的に困窮すれば生活保護を通じて、養育問題が生じれば児童相談所を通じて、とにかくどのようなルートをたどろうとも、「半強制的に」治療や支援へと導かれていくような社会制度がもっと整備されれば、回復率の向上や、死亡率の低減につながり、社会的コストも減らすことにつながると（少なくとも海外のデータからは）予想されます。

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部 小林桜児

＜＜県保健福祉事務所＞＞

名 称	所 在 地	健康づくり支援課 (精神保健)	食品・生活衛生課 (薬物乱用)	福祉課 (生活面)
佐久保健福祉事務所	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3164	0267-63-3165	0267-63-3142
上田保健福祉事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	0268-25-7149	0268-25-7150	0268-25-7123
諏訪保健福祉事務所	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10	0266-57-2927	0266-57-2928	0266-57-2911
伊那保健福祉事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6837	0265-76-6865	0265-76-6811
飯田保健福祉事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678	0265-53-0444	0265-53-0445	0265-53-0411
木曾保健福祉事務所	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2233	0264-25-2235	0264-25-2219
松本保健福祉事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1938	0263-40-1940	0263-40-1913
大町保健福祉事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2	0261-23-6526	0261-23-6528	0261-23-6508
長野保健福祉事務所	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1	026-225-9045	026-225-9065	026-225-9085
北信保健福祉事務所	〒389-2255 飯山市大字静間1340-1	0269-62-6104	0269-62-3106	0269-62-3943

関係機関の基本的役割と
薬物依存症への対応内容

＜＜長野市保健所＞＞

名 称	所 在 地	健 康 課	生活衛生課
長野市保健所	〒380-0928 長野市若里6-6-1	026-226-9960	026-226-9970

＜＜市福祉事務所＞＞

名 称	所 在 地	電 話
長野市福祉事務所	〒380-8512 長野市緑町1613 長野市役所内	026-224-5028
長野市福祉事務所 篠ノ井分室	〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川281	026-292-2596
松本市福祉事務所	〒390-8620 松本市丸ノ内3-7 松本市役所内	0263-34-3211
上田市福祉事務所	〒386-8601 上田市大手1-11-16 上田市役所内	0268-23-5130
岡谷市福祉事務所	〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所内	0266-23-4811

名 称	所 在 地	電 話
飯田市福祉事務所	〒395-0044 飯田市本町1-15 りんご庁舎内	0265-22-4511
諏訪市福祉事務所	〒392-8511 諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所内	0266-52-4141
須坂市福祉事務所	〒382-8511 須坂市須坂1528-1 須坂市役所内	026-245-1400
小諸市福祉事務所	〒384-8501 小諸市相生町3-3-3 小諸市役所内	0267-22-1700
伊那市福祉事務所	〒396-8617 伊那市下新田3050 伊那市役所内	0265-78-4111
駒ヶ根市福祉事務所	〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1 駒ヶ根市役所内	0265-83-2111
中野市福祉事務所	〒383-8614 中野市三好町1-3-19 中野市役所内	0269-22-2111
大町市福祉事務所	〒398-8601 大町市大字大町3887 大町市役所内	0261-22-0420
飯山市福祉事務所	〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1 飯山市役所内	0269-62-3111
茅野市福祉事務所	〒391-8501 茅野市塚原2-6-1 茅野市役所内	0266-72-2101
塩尻市福祉事務所	〒399-0786 塩尻市大門7-3-3 塩尻市役所内	0263-52-0280
佐久市福祉事務所	〒385-0151 佐久市大字中込3056 佐久市役所内	0267-62-2111
千曲市福祉事務所	〒389-0892 千曲市大字戸倉2388 千曲市役所戸倉庁舎内	026-275-0004
東御市福祉事務所	〒389-0502 東御市鞍掛197 総合福祉センター内	0268-64-8888
安曇野市福祉事務所	〒399-8303 安曇野市穂高9181 穂高健康支援センター内	0263-81-1622

4 市 町 村

お住まいの地域の最も身近な相談窓口として、精神保健に関する相談や、障害者自立支援法をはじめとする各種福祉制度やサービスについての情報提供や利用申請についての相談、地域での生活における様々な心配事等の相談に応じています。

薬物依存症への対応としては、医療機関・保健福祉事務所・精神保健福祉センター等の専門機関と連携しながら、必要な相談・支援を行います。相談窓口には、保健師等の専門職が配置されています。また、市町村により窓口の担当課は異なりますが、精神保健の相談窓口は健康推進の担当課、福祉に関する相談は福祉課等で担当しています。

5 薬物依存症回復施設（ダルク）

薬物（覚せい剤、シンナー、大麻、市販薬、処方薬、アルコールなど）がやめたくてもやめられない薬物依存症という病気からの回復をはかる手助けをすることを目的とした民間のリハビリ施設です。同じ病気に苦しむ仲間と生活を共にしながら「12ステップ」というプログラムを実践していくことで、今までと違う新しい生き方を獲得していくことを目指しています。

また、本人や家族から相談を受け、問題を整理する相談事業、学校等における薬物予防啓発の講演活動、精神科病院等へメッセージを届ける活動を行っています。

○相談事業：本人、家族などから電話や面接で薬物全般に関する相談を受け、助言指導を行います。必要に応じて医療や関係機関につなげたり、自助グループや入寮しての回復プログラムを勧めることもあります。

○メッセージ：地域で薬物関連の問題で悩む人たちに対して、精神科病院などにメッセージを届けたり、当事者の体験発表を行い、回復へのきっかけづくりをしています。

○教育活動：刑務所などで再使用防止教育のプログラムを実施しています

名 称	所 在 地	電 話
長 野 ダ ル ク	〒386-0155 上田市蒼久保1522-1	0268-36-1525
	(薬物問題電話相談室)	0268-75-9688

6 自助グループ

NA（薬物依存症者の自助グループ）

NAとはナルコティクス・アノニマス（無名の薬物依存症者たち）の略で、薬物依存からの回復をめざす薬物依存者本人の自助グループです。

「12のステップ」の回復プログラムに基づいてミーティングが行われています。ミーティングは本人のみが参加できるもの（クローズド）と本人以外の方も参加できるもの（オープン）があります。「言っぱなし」「聴きっぱなし」のスタイルで、非難や批判をされることなく、お互いの経験と希望の分かち合いを行います。参加にあたっては、氏名や住所を明らかにする必要はなく、メンバーは平等な立場で参加をしています。

<p>(連絡先) ジャパンセントラルオフィス 〒115-0045 東京都北区赤羽 1-51-3-301 Tel & Fax 03-3902-8869 毎週火曜日19:00~20:00 毎週土曜日13:00~17:00 H P: http://najapan.org/jp/meetings.html</p>				
圏域	グループ	開催曜日	時間	会場
上小	長野	毎週月	13:30~14:30	長野ダルク(上田市)
佐久	長野	毎週火	19:00~20:00	佐久キリスト教会(佐久市)
長野	長野	毎週水	19:00~20:00	長野カトリック教会(長野市)
上小	長野	毎週木	19:00~20:00	上田カトリック教会(上田市)
松本	松本	毎週土	19:00~20:00	カトリック松本教会(松本市)

ナラノン(薬物依存症者の家族・友人の自助グループ)

薬物依存症の当事者のことで悩んでいる家族や友人のための自助グループです。本名や住所、職業などを話す必要はなく、特定の組織や団体に属さず、運営は全て参加者の献金と自発活動で維持されています。NA(薬物依存症者の自助グループ)の12のステップに基づいた「ナラノン12のステップ」に従ってミーティングを行っています。ミーティングを通して薬物依存が病気であることを理解し、対処の方法を学ぶことで、薬物依存症者の家族や友人たちも自分自身を建設的な方向に変え、成長することを目指しています。

※長野県内には現在グループはありません。

ナラノンゼネラルサービスオフィス H P: <http://www4.ocn.ne.jp/~nar633/>

7 司法関係

地方検察庁

検察庁は、検察官の行う事務を統括する役所で、長野地方検察庁の本庁が長野市にあるほか、上田・佐久・松本・諏訪・飯田・伊那の各市に地方検察庁の支部と区検察庁があります。

地方検察庁は、地方裁判所・家庭裁判所が扱う事件を、区検察庁は簡易裁判所が扱う事件をそれぞれ取り扱っています。

検察官は、犯罪について捜査を行い、起訴・不起訴の処分を決定します。起訴した事件については裁判で立証し適正な裁判を求め、刑が確定するとその執行を指揮監督します。

また、犯罪被害者の保護・支援も行います。

その他に、法令に定められた事務について公益の代表者としての職務も行っています。

地方・家庭・簡易裁判所

裁判所は、司法権を行使する国家機関です。最高裁判所のほかに、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の4種類の裁判所が設置されています。全国で、地方裁判所及び家庭裁判所は地方検察庁と同様に50庁、簡易裁判所は438庁設置されています。

地方裁判所は、原則として、第一審として、民事事件（貸したお金を返してほしいなどの個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などを解決するための手続に関する事件）や刑事事件（窃盗などの犯罪の犯人だと疑われている人の有罪・無罪などを決めるための手続に関する事件）などについて裁判を行っています。

家庭裁判所は、第一審として、夫婦関係や親子関係の紛争などの家事事件について調停や審判、非行を犯した少年の事件などについて審判を行っています。

簡易裁判所は、比較的軽微な民事及び刑事事件について、第一審として、裁判を行っています。

〈薬物依存症に関する対応〉

裁判所は、当事者からの申立てを待って、請求された証拠に基づいて、各種事件の裁判などを行う機関ですので、薬物依存症の方に対して、能動的に対応を行うことはありませんが、裁判所の取り扱う事件のうち薬物依存症と関係するものとしては

- (i) 地方裁判所が取り扱う刑事事件及び家庭裁判所が取り扱う少年事件（被告人あるいは少年が違法薬物使用等で起訴あるいは家庭裁判所に送致された場合）
- (ii) 家庭裁判所が取り扱う成年後見関係事件（薬物依存症により判断能力が不十分となった方について後見人の選任が申し立てられた場合など）

などがあります。(i)においては、被告人を保護観察に付した上でその刑の執行を猶予する場合、一定の要件を満たすものについては、保護観察所に対して、被告人が覚せい剤事犯者処遇プログラムを受けることを特別遵守事項とされたい旨の意見を述べる場合があります。

保護観察所

更生保護法に基づき、犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付の刑執行猶予となった人に対して保護観察を行う機関です。全国に50か所あり、主に各都道府県庁所在地（北海道のみ4か所）等に設置されています。

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を、実社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、または非行をなくし、これらの人たちが善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることで社会を保護し、もって個人と公共の福祉を増進しようとするものです。その内容として、保護観察を受けることになった人に対する指導監督や補導援護、また刑務所や少年院に収容されている人がいずれ社会復帰したときに更生にふさわしい環境で生活できるよう受入れ体勢の調整、あるいは犯罪予防活動としての世論の啓発や犯罪発生の原因となる社会環境の浄化に努めています。

実社会の中で立ち直りを助けるためには地域社会から更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。

《薬物依存症に関する対応》

保護観察を受ける人の中で、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講を義務づけられた人は、一定の期間保護観察所で認知行動療法に基づき断薬の意義や再発防止計画などを学習するプログラムを受けていくことになります。

また、保護観察所は個別処遇が基本となりますので、保護観察を受けている本人やその家族、関係者から薬物に対する相談があったり、本人の生活状況において思わしくないことが見受けられた場合などは、担当している保護観察官*等が公的な機関や医療機関に相談するようアドバイスしたり、直接本人を指導したりしています。

コラム

【保護観察所プログラム】

認知行動療法を理論的基盤とする覚せい剤事犯者処遇プログラムは、仮釈放となった人や刑執行猶予で裁判所からその意見があった付された人を対象に実施されます。

＜プログラム内容＞

○簡易薬物検出検査（簡易試薬による尿検査または唾液検査）

○教育課程：5 課程（薬物を再使用しないようにするための具体的な方法を習得する）からなり、原則 2 週間に 1 回の頻度で指定された日時に出頭し、保護観察官が実施するプログラムを受けます。なお、プログラム受講が義務付けられていない者やプログラム課程修了者についても、本人の意志に基づき簡易薬物検出検査が実施されています。

（⇒プログラムの詳細は資料編84ページ）

少年刑務所

禁錮・懲役の判決を受けた少年を収容し、その刑を執行するための施設です。青少年受刑者が再び罪を犯すことのないよう、社会復帰できるための矯正処遇を実施しています。また受刑者の必要な矯正処遇を実施するため、各人ごとの矯正処遇の目標を設定し、その達成のために問題性の改善や社会適応能力の向上を図るため、職業訓練及び改善指導（一般改善指導、特別改善指導）ならびに教科指導等の各種指導を行っています。

《薬物依存症に関する対応》

- 特別改善指導：麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があるものを対象に薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後の薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる指導をしています。指導は職員、民間協力者によってグループワークを中心とした方法で行っており、医師の診療及び投薬治療や薬物についての指導も実施しています。
- 個別相談：本人からの薬物依存症に関する相談への指導を実施しています。

コ ラ ム

【少年刑務所プログラム】 特別改善指導（薬物依存離脱指導）

全12時間のプログラム。平成18年からはグループミーティングの部分を長野ダルクに依頼し実施しています。

<プログラム内容>

- 3 時間：教育（講義、視聴覚教材視聴、課題学習）
- 9 時間：グループミーティング 長野ダルクが実施

刑 務 所

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、懲役や禁錮などの刑が確定した受刑者を収容し、その刑を執行するための施設です。

受刑者には、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として「作業」「改善指導」「教科指導」の3つの処遇を中心とした矯正処遇等を行います。

≪薬物依存症に関する対応≫

改善指導：薬物事犯により刑が執行されている者や薬物の使用歴がある者に対して、薬物の害悪と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的方法を考えさせるために、長野ダルクの協力を得てのグループミーティング、薬害についての専門家の講義などを中心とした「薬物依存離脱指導」を実施しています。

関係機関の基本的役割と薬物依存症への対応内容

名 称	所 在 地	電 話
長野地方検察庁	〒380-0846 長野市旭町1108	026-232-8191
長野地方裁判所 長野家庭裁判所 長野簡易裁判所	〒380-0846 長野市旭町1108	026-232-4991（代表）
長野保護観察所	〒380-0846 長野市旭町1108 長野法務総合庁舎	026-234-1993
松本少年刑務所	〒390-0871 松本市桐3丁目9番4号	0263-32-3091
長野刑務所	〒382-8633 須坂市馬場町1200	026-245-0900

8 地域生活定着支援センター

長野県では、高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設を出所予定の方々の社会復帰を支援するため、平成22年4月1日から「長野県地域生活定着支援センター」を設置しています。

《薬物依存症に関する対応》

保護観察所からの依頼に基づき、刑務所等矯正施設の入所者を対象に、直接面接により福祉サービス等にかかるニーズの確認を行い、出所後の受入れ先施設等の調整や、福祉サービス利用等にかかる必要な手続きの支援などを行います。

名 称	所 在 地	電 話
長野県地域生活定着支援センター	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 健康福祉部地域福祉課 内	026-235-7114 (直通)

